

函館市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第30号

函館市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

函館市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年函館市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号」を「法第27条第1項」に、「（令）を「（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。））」に、「法第30条第2項第3号」を「法第29条第3項第2号，法第30条第2項第1号，同項第3号」に改める。

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。